

第4節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

○派遣要請権者

- ①知事（総合振興局長）
- ②海上保安庁長官
- ③第1管区海上保安本部長
- ④空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産を保護するため必要がある場合における自衛隊の派遣の要請に関すること。 2 市町村の行う派遣部隊の受け入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等の調整に関すること。 3 自衛隊との情報収集、連絡体制の確立に関すること。

1 派遣要請先（指定部隊等の長）

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号	担当地域
陸上自衛隊 第2師団長	第2師団司令部 第3部防衛班	旭川市春光町 国有無番地	0166-51-6111（内2792） 夜間・休日間（内2300）	上川総合振興局管 内全域他
陸上自衛隊 名寄駐屯地司令 (第3即応機動連隊長)	第3即応機動 連隊本部第3科	名寄市宇内淵 84	01654-3-2137（内232） 夜間・休日間（内302）	士別市、名寄市、下 川町、美深町、中川 町、音威子府村 他
陸上自衛隊 上富良野駐屯地司令 (第4特科群長)	第4特科群 群本部第3科	上富良野町南 町4丁目948	0167-45-3101（内2230） 夜間・休日間（内2270）	富良野市、美瑛町、 上富良野町、中富良 野町、南富良野町、 占冠村

2 要請手続等

- (1) 市町村長等は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって総合振興局長に要求するものとする。
 この場合において、市町村長は、必要に応じてその旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。
 また緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。
 ア 災害の状況及び自衛隊の派遣を要請する事由
 イ 派遣を希望する期間
 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 エ 派遣部隊が展開できる場所
 オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 総合振興局長は、前項により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、別記様式1により速やかに要請するものとする。
- (3) 市町村長等は、人命の緊急救助に関し、総合振興局長に要求するいとまがないとき又は通信の途絶等により、総合振興局長と自衛隊との連絡が不能である場合等については、直接、指定部隊の長に通知することができる。
 ただし、この場合速やかに(1)の要領により要求の手続きをするものとする。
- (4) 派遣を受けた部隊の撤収要請については、(1)、(2)に準じて行うものとし、総合振興局長は別記様式2により速やかに派遣撤収要請をするものとする。
 この場合、撤収を要請する理由及び撤収要請日時を明らかにするものとする。
- (5) 自衛隊の災害派遣を要請した場合、総合振興局長は速やかに知事（総務部危機対策課）に報告するものとする。
 撤収要請を行った場合についても同様とする。

3 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

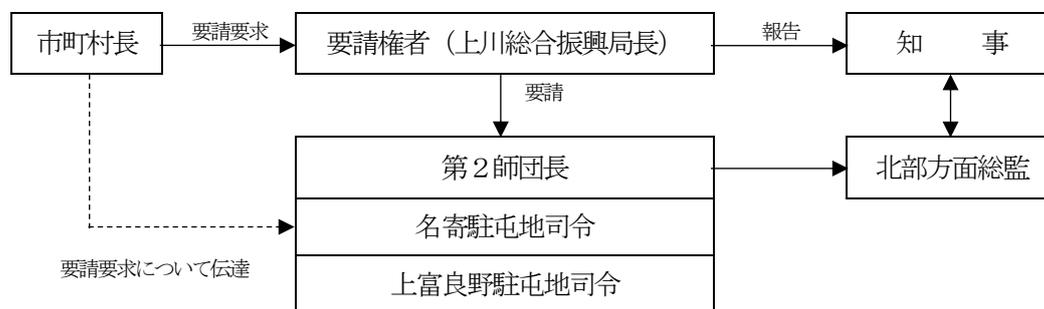
4 知事等の要請を待つかとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つかとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待つかとまがないと認められること。

5 災害派遣要請系統



(別記様式1)

上地政第 号
年 月 日

様

北海道知事
(北海道上川総合振興局長)

災害派遣の要請について

このことについて、次のとおり「 」のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区域
(区域図を添付すること)
 - (2) 活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(連絡責任者)
所 属：
課・係：
職 名：
氏 名：

(連絡先)
電話番号：

(上川総合振興局地域創生部地域政策課主査(防災))

(別記様式2)

上地政第 年 月 号
年 月 日

様

北海道知事
(北海道上川総合振興局長)

災害派遣撤収要請について

年 月 日付け上地政第 号をもって要請した災害派遣については、
「 」ので、次の日時をもって撤収要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

(上川総合振興局地域創生部地域政策課主査(防災))

(別記様式1-2)

第 年 月 号
日

北海道知事 様
(上川総合振興局長)

市町村長名

災害派遣要請要求について

このことについて、別紙災害の状況及び派遣を要請する事由書により自衛隊の災害派遣要請を要求いたします。

(課 係)

別紙 災害の状況及び派遣を要請する事由書

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 ～ 年 月 日 時

3 派遣を希望する区域及び活動内容

区域（区域図を添付のこと）

活動内容

4 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名

職 名

氏 名

電話番号

(別記様式2-2)

第 年 月 号
日

北海道知事 様
(上川総合振興局長)

市町村長名

災害派遣撤収要請について

年 月 日付け第 号をもって要請を要求した災害派遣につきましては、次の日時をもって
撤収されるよう要請を要求します。

記

年 月 日 時 分

(課 係)

第5節 広域応援計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく広域応援対策の実施に関すること。

第6節 消防防災ヘリコプター活用計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 北海道消防防災ヘリコプターの活用に関すること。 2 関係機関の情報収集に関すること。

なお、消防防災ヘリコプターの運航要請については、次に定めるところによる。

1 運航要請の要件

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところにより運航されるが、災害が発生した場合の緊急運航は次の要件に該当する場合に行われる。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害が発生した市町村等の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

市町村から道総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、5の要請手続となる。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒007-0852 札幌市東区栄町964番地

TEL 011-782-3233

FAX 011-782-3234

道防災行政無線 6-210-39-897, 898

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察、情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 医療機関への転院搬送
- (3) 救助活動
 - ア 中高層ビル等の火災における救助・救出
 - イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出
 - ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出
- (4) 火災防衛活動
 - ア 林野火災における空中消火
 - イ 偵察・情報収集
 - ウ 消防隊員、資機材等の搬送

- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) その他

5 救急患者の緊急輸送手続等

(1) 依頼病院等

ア 救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ航空室に連絡する。

この場合における連絡は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に定める「救急患者の緊急搬送情報伝達票（様式第1号）」（以下「伝達票」という。）によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請する。

ウ 市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡する。

(2) 市町村等

ア 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後総合振興局にその旨を連絡する。要請は、電話により行うとともに、伝達票によりファクシミリを使用して行う。

イ 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。

ウ ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。

エ 航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡する。

(3) 航空室

ア 依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始する。

イ 市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、総合振興局にその旨を連絡する。

また、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し必要な情報を提供するとともに、上記機関に対しヘリコプターの出動を要請する。

ウ 給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行う。

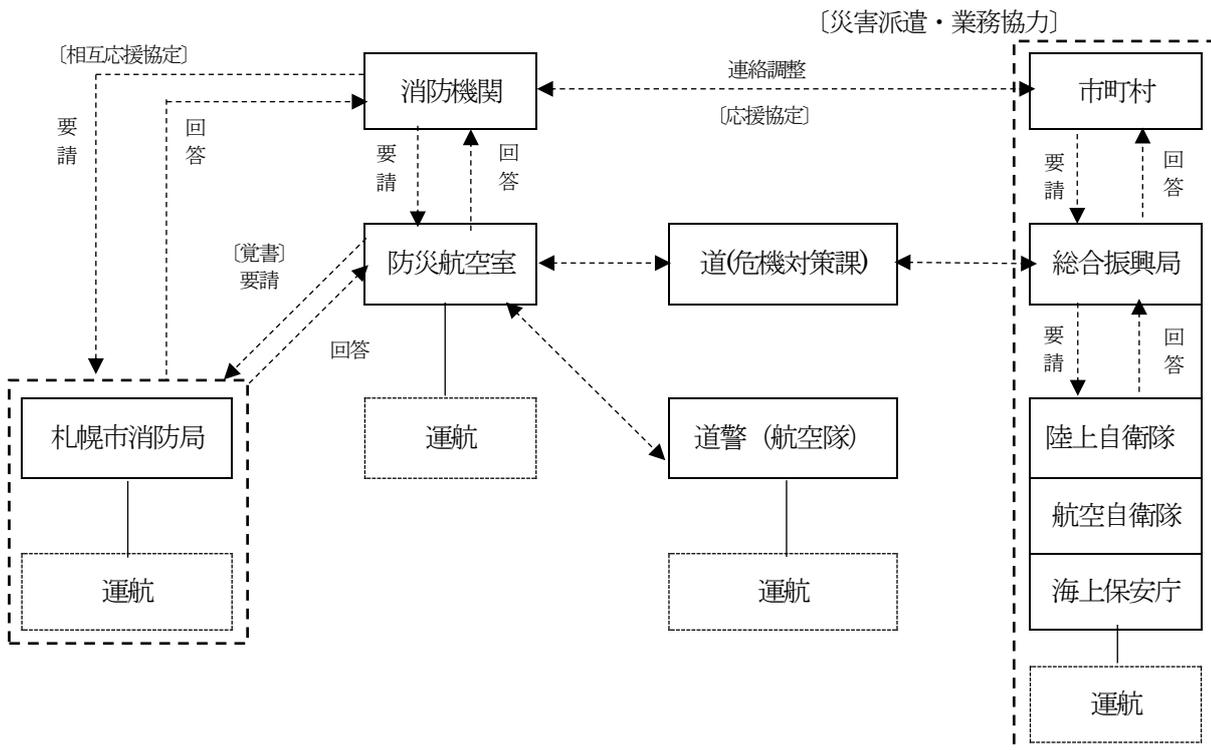
(4) 付添人の搭乗

医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができる。

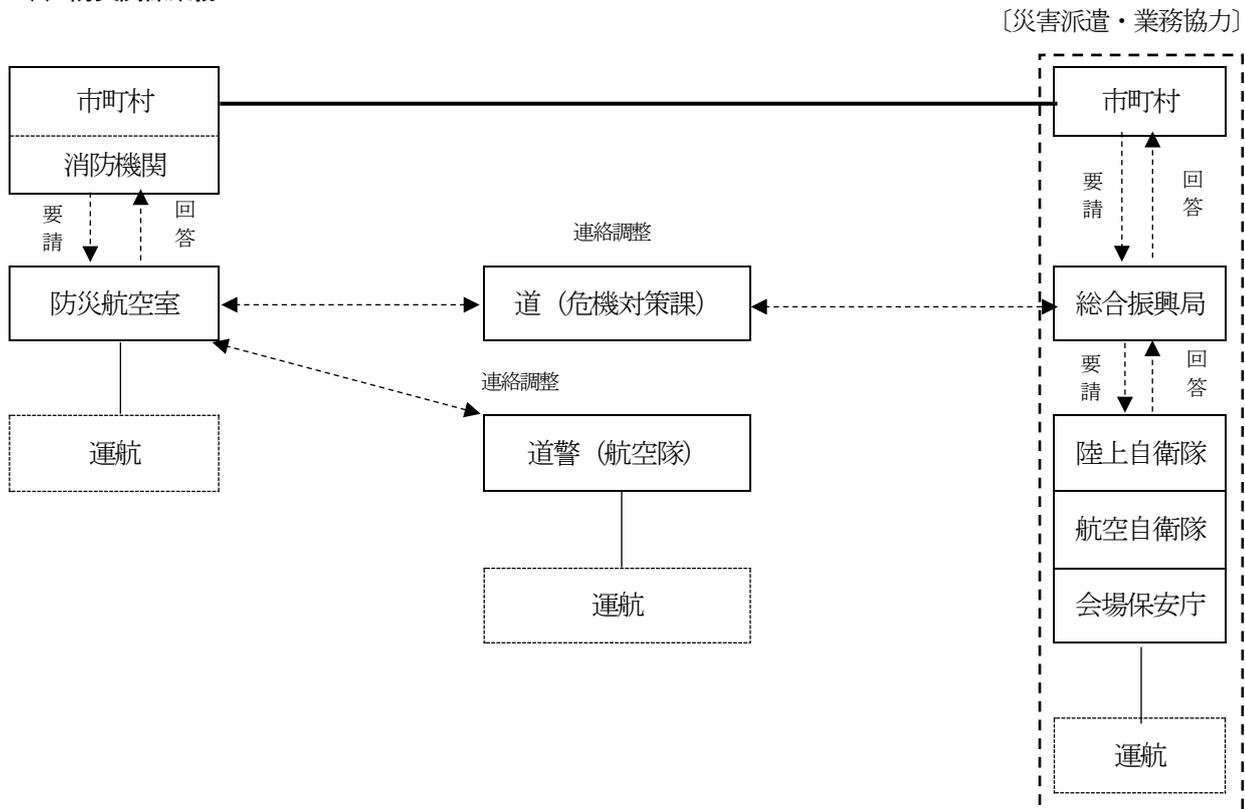
この場合において、付添人はあらかじめ「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に定める誓約書（様式第2号）を機長に提出するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの運航系統

(1) 消防関係業務

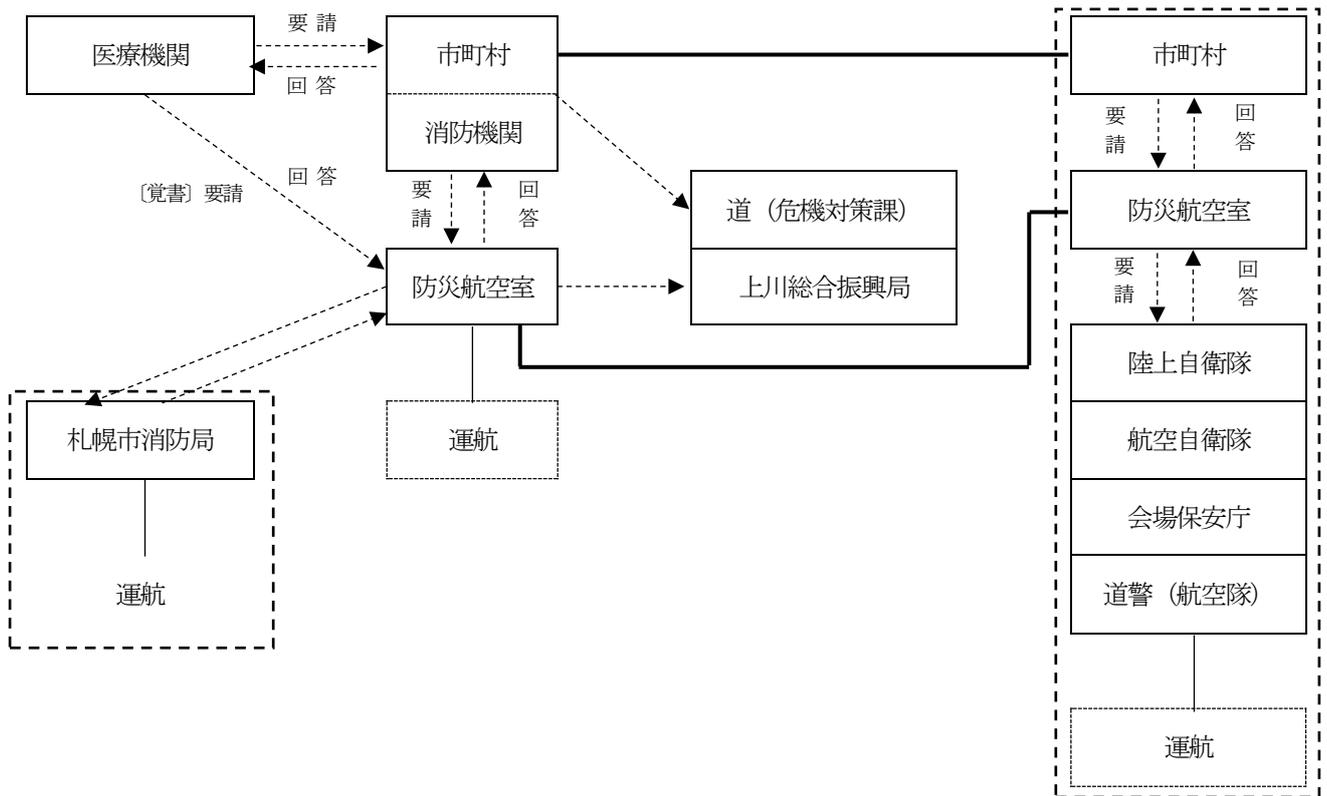


(2) 防災関係業務



(3) 救急患者の搬送

[災害派遣・業務協力]



北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先 ☎		FAX					
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域			希望する活動内容						
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、目記号、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高責任者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法	(周波数 Hz)								
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要 請 年 月 日	年 月 日	時	分
1 要請市町村名		電話	fax
担当者 課名		職名	氏名
2 依頼病院名		電話	
所在地			
担当者 (医師名)		医師	氏名
3 受入医療機関名			
所在地			
電 話		fax	
受入医療機関の了承 有 ・ 無			
4 生年月日 年 月 日生 歳 男・女			
体重		kg 職業	
現状			
経過			
5 付添搭乗者 (医師、看護婦の所属; 依頼病院 ・ 受入医療機関)			
氏 名	医 師	年齢	歳 体重 kg
	看 護 婦	年齢	歳 体重 kg
	付 添 人	続柄	年齢 歳 体重 kg
6 運航上の必要事項			
(1) 患者に装備されている医療機器の状況			
①点滴 (規格 ×、重量 g) ②保育器 (規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g)			
③酸素吸入器 (規格 ×、重量 g)			
④その他 (名称 規格 ×、重量 g)			
(2) 積載される機器の種類、重量、規格			
①依 頼 病 院		kg	kg kg
②受入医療機関		kg	kg kg
現 地 離 着 陸 場	メ モ		

注1) 市町村は、No 1~No 6 の項目を記載の上、要請すること。

救急患者の緊急搬送処理票

(北海道防災航空室)

※ 確認事項 気象・丘珠空港・着陸地(管制・CAB・空港施設)・救急車(現地・到着地)・給油				
7	フライト決定	年 月 日 時 分		
		運航機関名	機種	
8	ヘリコプター等のフライト決定通知 防災航空室から市町村 年 月 日 時 分 【伝達方法 ; 電話(伝呼)) ・FAX 】			
9	ヘリコプター等のフライト情報の伝達			
	◎総括管理者 (危機対策課)	《☎ 231-4111 EX 22-561》	《FAX 231-4314》	
	◎ 振興局 (電伝執事)	《☎ 》	《FAX 》	
	◎道警察航空隊 (電伝執事)	《☎ 787-0110》	《FAX 787-0121》	
	◎札幌消防航空隊 (電伝執事)	《☎ 784-0119》	《FAX 784-0290》	
	◎陸上自衛隊第2航空団運用課 (電伝執事)	《☎ 511-7116 EX 2613》	《FAX 511-7116 EX 2803》	
	◎航空自衛隊第2航空団防衛班 (電伝執事)	《☎ 0123-23-3101 EX 2231》	《FAX 0123-23-3101 EX 2769》	
	◎第一管区海上保安本部救難課 (電伝執事)	《☎ 0134-27-6172》	《FAX 0134-21-2835》	
10	ヘリコプター等の発着時刻			
	救 急 車		ヘ リ コ プ タ ー	
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
現 地	(病院等)	(発) :	(丘珠)	(発) :
	(ヘリポート)	(着) :	(給油)	(着) :
目 的 地	(ヘリポート)	(発) :	(現地)	(発) :
	(病院等)	(着) :	(目的地)	(着) :
時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻				
メモ				

注2) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No 7以降の欄に処理内容を記載すること。

年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住所

氏名

印

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

第7節 救助救出計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 市町村、警察等救助実施機関及び実施機関相互の連絡調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊等防災関係機関の要請に関する事。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の被災者の救出に係る支援に関する事。

第8節 医療救護計画

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 名 寄 ・ 富 良 野 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課	1 被災市町村の医療及び助産活動の支援に係る関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施に関する事。 3 避難所の設置が長期間にわたる場合の避難所の救護センターの併設に関する事。 4 災害拠点病院及び協力機関等の救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請及び連絡調整に関する事。 5 医薬品、衛生材料及び医療器具の斡旋、確保に関する事。
保 健 行 政 室 健 康 推 進 課 名 寄 ・ 富 良 野 地 域 保 健 室 健 康 推 進 課	1 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導の実施に関する事。 2 必要に応じて精神科病院等に災害派遣医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、臨床心理術者等の派遣要請及び調整に関する事。

第9節 防疫計画

担 当	業 務 内 容
農 務 課	1 家畜防疫対策に関する事
保 健 行 政 室 健 康 推 進 課 名 寄 ・ 富 良 野 地 域 保 健 室 健 康 推 進 課	1 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するための感染症法に基づく防疫措置の実施に関する事。 2 市町村が実施する防疫に関する業務の指導・支援及びその総合調整に関する事。 3 検病調査等に係る検病調査班の編成に関する事。 4 感染症予防上、市町村における災害の規模、態様に応じた各種指示・命令に関する事。 5 感染症予防上の予防接種の実施に関する事。 6 避難所等の清潔方法の指導に関する事。

第10節 災害警備計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	※ 共通事項による

第11節 交通応急対策計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害時における交通確保についての関係機関との連絡調整に関すること。 2 応急対策に必要な物資に係る輸送等の緊急通行車両の確認に関すること。
商工労働観光課	1 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市町村等からの要請があった場合のあっせん及び調達 に関する こと。
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課	1 国の道路管理者や河川管理者との連絡調整に関すること。
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課 道 路 課 治 水 課	1 道道及び道河川に係る実態の把握、応急対策及び交通の確保に関すること。

第12節 輸送計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送等のため必要な場合における関係機関に対する輸送の協力要 請に関する こと。 2 応急対策に必要な物資に係る輸送等の緊急通行車両の確認に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の輸送等の維持、確保に関すること。
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課 道 路 課 治 水 課	1 道道及び道河川の被害状況の把握、応急対策の実施並びに輸送路の確保に 関すること。

第13節 食料供給計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 食料の供給を必要とする被災市町村の実態を把握し、その対策についての 関係機関との連絡調整を行うこと。
商工労働観光課	1 市町村での調達が困難な場合における調味料、副食等のあっせんに関する こと。
農 務 課	1 被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食糧の確保及び あっせんのうち、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく災害 救助法上の米穀の引渡しに関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の食品の給与及び応急炊き出しの実施に係る 支援に関すること。

第14節 給水計画

担 当	業 務 内 容
保健行政室 生活衛生課 名寄・富良野地域保 健室生活衛生課	1 災害救助法が適用された場合の飲料水の供給に関する事。 2 復旧資機材のあっせん、給水開始の指導に関する事。

第15節 衣料、生活必需物資供給計画

担 当	業 務 内 容
地域政策課	1 衣料・生活必需物資の供給を必要とする市町村の実態を把握し、その対策について関係機関との連絡調整を行う事。
商工労働観光課	1 市町村長の要請に基づく生活必需物資のあっせんに関する事。
保健行政室 企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の衣料・寝具その他生活必需品の給与又は貸与の指導に関する事。
社会福祉課	1 日本赤十字社に対する災害救助物資の配分要請に係る支援に関する事。
環境生活課	1 関係機関と連携し、生活必需品に係る物価の監視とその結果の公表に関する事。

第16節 石油類燃料供給計画

担 当	業 務 内 容
地域政策課	1 災害時における石油類燃料についての市町村からの情報収集に関する事。 (商工労働観光課との情報共有を含む。)
商工労働観光課	1 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に関する事。 2 災害時における石油類燃料についての市町村長等の要請に基づくあっせん及び調達に関する事。 (地域政策課との情報共有を含む。)

第17節 電力施設災害応急計画

担 当	業 務 内 容
地域政策課	1 停電情報の収集・応急対策の連絡調整に関する事。 (商工労働観光課との情報共有を含む。)
商工労働観光課	1 電力施設の被害状況調査及び復旧対策の連絡調整に関する事。 (地域政策課との情報共有を含む。)

第18節 ガス施設災害応急計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 ガス関係（都市ガス・LP ガス）に係る供給停止等の情報収集及び応急対策の連絡調整に関すること。（商工労働観光課との情報共有を含む。）
商工労働観光課	1 被災市町村のガス関係に係る被害調査及び応急復旧対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

第19節 上下水道施設対策計画

担 当	業 務 内 容
保 健 行 政 室 生 活 衛 生 課 名 寄 ・ 富 良 野 地 域 保 健 室 生 活 衛 生 課	1 上水道の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
建 設 管 理 部 地 域 調 整 課	1 下水道の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 （農業集落排水等を除く）

第20節 応急土木対策計画

担 当	業 務 内 容
調 整 課、 整 備 課	1 農地、農業用施設及び保全施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
建 設 管 理 部 道 路 課、 治 水 課	1 所管する道路及び河川に係る応急対策及び応急復旧対策の実施に関すること。
建 設 管 理 部 地 域 調 整 課	1 被災市町村の土木施設の応急復旧対策に係る連絡調整及び技術指導に関すること。 2 建設業協会との協定に基づく関係事業者への協力要請に関すること。
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課	1 建設業協会との協定に基づく関係事業者への協力要請に関すること。
林 務 課 森 林 室 森 林 整 備 課	1 所管する林道、治山施設に係る応急対策及び応急復旧対策に関すること。

第21節 被災宅地安全対策計画

担 当	業 務 内 容
建 設 管 理 部 建 設 指 導 課	1 市町村からの支援要請を受けた場合の都市計画課（本庁）及び要請市町村との連絡調整に関すること。 2 「北海道被災宅地危険度判定実施要綱」に基づく被災宅地の危険度判定活動に関すること。

第22節 住宅対策計画

担 当	業 務 内 容
林 務 課	1 建築資材等の斡旋、調達に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の建設型応急住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）についての指導及び被災住宅の応急修理の援助指導に関すること。
建 設 管 理 部 建 設 指 導 課	1 住宅対策を必要とする市町村の実態を把握、関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害公営住宅の建設、補修に関すること。 3 建築基準法による建築制限、確認手数料の減免措置に関すること。 4 災害住宅融資の調整及び指導に関すること。 5 建設型応急住宅の建設に係る技術指導、被災者に対する公営住宅、民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
旭川高等技術専門学院	1 被災市町村の住宅復旧の協力に関すること。

第23節 被災建築物安全対策計画

担 当	業 務 内 容
環 境 生 活 課	1 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく対策の指導等に関すること。
建 設 管 理 部 建 設 指 導 課	1 「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づく被災建築物の応急危険度判定活動に関すること。

第24節 障害物除去計画

担 当	業 務 内 容
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課 道 路 課 治 水 課	1 管理する道路及び河川の障害物の除去に関すること。

第25節 文教対策計画

担 当	業 務 内 容
保健行政室 企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の学用品の供与に関する事。
上川教育局 企画総務課	1 学校被災状況の把握、関係機関との連絡調整に関する事。 2 学校施設の確保及び復旧対策に関する事。 3 教職員の確保に関する事。
上川教育局 企画総務課 教育支援課	1 災害時における各学校での職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等の体制整備に関する事。 2 授業料等の減免、修学制度の活用援助に関する事。
上川教育局 企画総務課 教育支援課	1 児童生徒等の安全確保に関する事。 2 特別教育計画に基づく授業の確保に関する事。 3 給食施設が被災した場合の学校給食等の措置に関する事。 4 学校が、り災者収容施設として使用される場合の衛生管理対策に関する事。 5 文化財の保全及び復旧に関する事。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

担 当	業 務 内 容
地域政策課	1 被災市町村の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理等について、関係機関との情報収集に関する事。
保健行政室 企画総務課 名寄・富良野地域保健室企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬の実施に係る支援に関する事。 2 災害救助法が適用された場合の遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案について、日赤北海道支部との調整に関する事。
保健行政室 生活衛生課 名寄・富良野地域保健室生活衛生課	1 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬、火葬に係る支援に関する事。

第27節 家庭動物等対策計画

担 当	業 務 内 容
環境生活課	1 市町村が行う被災地の家庭動物等の取扱いに係る指導に関する事。 2 市町村から応援要請のあった家庭動物等の保護・収容に関する人員の派遣、資機材の斡旋等に関する事。（本庁への経由事務） 3 住民等に対する逸走犬等の収容についての周知に関する事。
農 務 課 上川家畜保健衛生所	1 家畜の保護を実施する上での関係機関との協力に関する事。

第28節 応急飼料計画

担 当	業 務 内 容
農 務 課	1 市町村長の要請に基づく応急飼料等のあつせんの要請に関すること。

第29節 廃棄物処理等計画

担 当	業 務 内 容
環 境 生 活 課	1 市町村が行う被災地におけるの廃棄物処理に係る指導・助言に関すること。 2 市町村長から廃棄物の処理に関する要請があつた場合の必要な人員の派遣、資機材のあつせん等に関すること。

第30節 防災ボランティアとの連携計画

担 当	業 務 内 容
社 会 福 祉 課	1 各種ボランティアからの申し入れ等及びこれらの団体の円滑な活動に関し、関係機関・団体との連絡調整に関すること。

第31節 労務供給計画

担 当	業 務 内 容
商工労働観光課	1 労務者を必要とする被災市町村の実態の把握や関係機関との連絡調整に関すること。 2 市町村長が災害応急対策の実施に必要な労務者を当該市町村が所轄する公共職業安定所長に求人申込する際の助言・指導を行うこと。

第32節 職員応援派遣計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害応急対策又は災害復旧対策のため、必要がある場合における指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、内閣総理大臣又は他府県の知事等に対する職員の派遣又はあつせんの要請に関すること。
総 務 課	1 職員の派遣に関すること。

第33節 災害救助法の適用と実施

担 当	業 務 内 容
保健行政室 企画総務課	1 災害救助法に基づく従事命令等の行使と公用令書の交付に関すること。 2 市町村における災害救助法に基づく応急救助の実施指導に関すること。

1 実施機関

救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、市町村長は、これを補助するものであるが、同法第30条に基づき施行細則により市町村長に委任された次の救助については、自らの判断と責任において、実施するものとする。

なお、これらの救助を実施したときは、市町村長は総合振興局長に報告し、総合振興局長は知事に報告する。

ただし、イ、ク及びココに規定する事項については、市町村長は事前に総合振興局長の承認が必要である。

- | | | |
|-----------------|--------------|------------------------|
| ア 避難所の設置 | イ 建設型応急住宅の設置 | ウ 炊き出し |
| エ 食品の給与 | オ 飲料水の供給 | カ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 |
| キ 医療 | ク 助産 | ケ 災害にかかった者の救出 |
| コ 住宅の応急修理 | サ 学用品の給与 | シ 埋葬 |
| ス 輸送及び賃金職員等の雇上げ | セ 死体の搜索 | ソ 死体の処理 |
| タ 障害物の除去 | | |

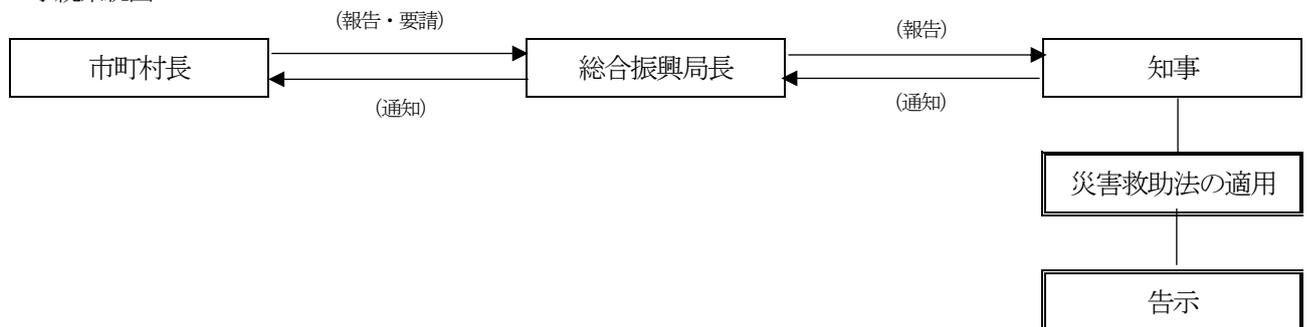
2 適用基準

- (1) 災害が発生した場合
別表に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行うものとする。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合
災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

3 適用手続

- (1) 市町村
 - ア 市町村長は、当該市町村における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を総合振興局長に報告しなければならない。
 - イ 災害の事態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市町村長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- (2) 総合振興局（北海道）
総合振興局長は、市町村長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、総合振興局長を経由して、当該市町村に通知するものとする。
知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

<手続系統図>



4 救助に必要とする措置

(1) 従事命令

総合振興局長は、救助を行うため特に必要があると認めた場合は、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師又は看護師
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- カ 鉄道事業者及びその従業者
- キ 軌道経営者及びその従業者
- ク 自動車運送事業者及びその従業者
- ケ 船舶運送業者及びその従業者
- コ 港湾運送業者及びその従業者

(2) 協力命令

総合振興局長は、救助を行うため特に必要と認めた場合は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

総合振興局長は、救助を行うため特に必要と認めた場合は、病院、診療所、旅館その他の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは運送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

(4) 立入検査

総合振興局長は、前項の目的のため必要がある場合は、職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告をとることができる。

ただし、これらの目的のため立ち入る場合は、あらかじめその旨を当該管理者に通知し、かつ、その身分を示すため立入検査証票（別記第5号様式）を携帯させなくてはならない。

(5) 従事命令等の実施

従事命令を発し救助を実施する場合は、公用令書等（別記第2号様式から別記第4号様式）交付して行うものとする。

(6) 関係機関との相互協力

災害救助法、同法施行令及び同法施行規則の規定に基づき知事の行う公用令書等による職務については、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務と相互に協力して行うものとする。

市町村別災害救助法適用基準世帯数

適用基準					摘要
区分 市町村名	人口 (令和2年 国勢調査)	市町村単 独の場合	被害が相当 広範囲な場 合 (全道 2,500世 帯以上)	被害が全道に わたり 12,000世帯以 上の住家が消 滅した場合等	1 住家被害の判定基準 滅失…全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	人	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数		
旭川市	329,306	150	75	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	
士別市	17,858	50	25		
名寄市	27,282	50	25		
富良野市	21,131	50	25		
鷹栖町	6,567	40	20		
東神楽町	10,127	40	20		
当麻町	6,319	40	20		
比布町	3,520	30	15		
愛別町	2,605	30	15		
上川町	3,500	30	15		
東川町	8,314	40	20		
美瑛町	9,668	40	20		
上富良野町	10,348	40	20		
中富良野町	4,733	30	15		
南富良野町	2,376	30	15		
占冠村	1,306	30	15		
和寒町	3,192	30	15		
剣淵町	2,926	30	15		
下川町	3,126	30	15		
美深町	4,145	30	15		
音威子府村	706	30	15		
中川町	1,528	30	15		
幌加内町	1,370	30	15		

救助の実施と種類

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者	内 容
避難所の設置	7日以内	市町村	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。原則として既存の建物を利用するものとするが、これによることができない場合は、野外に仮小屋を設置し又は天幕の設営により実施することができる。
建設型応急住宅の供与	20日以内に着工、建設工事完了後3ヶ月以内※	対象者、対象箇所を選定～市町村設置～道(但し、委任したときは市町村)	住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住宅がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容する。 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能
炊き出しその他による食料品の給与	7日以内	市町村	避難所に収容された者、住宅に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。
飲料水の供給	7日以内	市町村	現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村	住家被害等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
医 療	14日以内	医療班～道・日赤道支部(但し、委任したときは市町村)	医療の途を失った者に対して応急的に処置する。
助 産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部(但し、委任したときは市町村)	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であつて、災害のため、助産の途を失った者に対して行う。
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村	現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。
住宅の応急修理	3ヶ月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	市町村	住宅が半焼又は半壊し、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合で、自らの資力では、その応急修理を行うことができない者に対し、必要最小限度の補修を行う。
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内、文房具等15日以内	市町村	住家被害等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行う。
埋 葬	10日以内	市町村	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理を必要とする場合又は遺族がない場合に行う。
死体の捜索	10日以内	市町村	現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
死体の処理	10日以内	市町村 日赤道支部	災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。
障害物の除去	10日以内	市町村	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
生業資金の貸与			現在運用されていない。

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

別記第1号様式
(その1)

第 号

公 用 令 書

年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (法人その他の団体についてはその名称)

次のとおり保管を命ずる。

1 保管すべき物資の種類

2 保管すべき物資の数量

3 保管すべき物資の所在住所

4 保管の期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間

5 保管の場所

北 海 道 知 事 印

教 示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北海道知事(厚生労働大臣)に異議申立て(審査請求)をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この処分を知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(決裁)があったことを知った日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は、地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(決裁)があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定(決裁)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(切り取り線)

第 号

受 領 書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

住所 (所在地)

氏名 (法人その他の団体についてはその名称) 印

次の令書を受領しました。

公用令書 (年 月 日交付)

(注) 収用、管理、使用の場合も上記に準ずる。

(その2)

第 号

変 更
公 用 令 書
取 消

住所 (所在地)

氏名 (法人その他の団体についてはその名称)

変更する。

年 月 日第 号により保管命令を次のとおり

取り消す。

1 保管すべき物資の種類

2 保管すべき物資の数量

3 保管すべき物資の所在住所

4 保管の期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間

5 保管の場所

年 月 日

北 海 道 知 事 印

教 示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北海道知事(厚生労働大臣)に異議申立て(審査請求)をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分を知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(決裁)があったことを知った日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は、地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(決裁)があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定(決裁)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(切り取り線)

第 号

受 領 書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

住所 (所在地)

氏名 (法人その他の団体についてはその名称) 印

次の令書を受領しました。

変 更
公 用 令 書 (年 月 日交付)
取 消

(注) 収用、管理、使用の場合も上記に準ずる。

強 制 物 件 台 帳

公 用 令 書 交 付	年 月 日
	第 号

所有者 住所 (所在地)

氏名 (法人その他の団体についてはその名称) 印
占有者 住所 (所在地)

氏名 (法人その他の団体についてはその名称) 印

保管すべき物資の 種 類 、 数 量				
保管すべき物資の 所 在 住 所				
保管を命じた期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
保管を命じた場所				
損失補償の 区 分	金 額	損 失 補 償 請 求 書	損 失 補 償 年 月 日	備 考

(注) 収用、管理、使用の場合も上記に準ずる。

別記第3号様式
(その1)

第 号

公 用
協 力 令 書

居住又は就業の場所
職業氏名

年 月 日生

上記の者は、次のとおり救助に
従事 することを命ずる。
協力

従事 協力すべき救助業務	
従事 協力すべき場所	
従事 協力すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出頭すべき日時及び 場所	

年 月 日

北 海 道 知 事 印

教 示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北海道知事(厚生労働大臣)に異議申立て(審査請求)をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分を知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(決裁)があったことを知った日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は、地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(決裁)があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定(決裁)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(切り取り線)

第 号

受 領 書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

居住又は就業の場所

職業氏名

印

次の令書を受領しました。

公 用
協 力 令 書 (年 月 日交付)

年 月 日 前
午 後 時 分

(注) 法人その他の団体の場合も、上記に準ずる。

(その2)

第 号

公 用 取 消 令 書

居住又は就業の場所

職業氏名

年 月 日生

上記の者の 年 月 日第 号の従事命令を取り消す。

年 月 日

北 海 道 知 事 印

(切り取り線)

第 号

受 領 書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

居住又は就業の場所

職業氏名

印

次の令書を受領しました。

公用取消令書 (年 月 日交付)

(注) 法人その他の団体の場合も、上記に準ずる。

別記第4号様式

救助従事者
台帳
救助協力者

公用 令書 交付	年月日 第 号
----------------	------------

居住又は就業の場所
職業氏名

年 月 日生

従事 すべき救助業務				
協力				
従事 すべき場所				
協力				
従事 すべき期間	年 月 日から			
協力	年 月 日まで 日間			
出頭すべき場所				
出頭すべき日時				
傷病又は死亡した 日 時				
傷病又は死亡の 場 所				
傷病又は死亡の 原 因				
傷病名、傷病の程度 及び身体の様況				
扶助金支給基礎額				
扶 助 金	扶助金の 種 類	金 額	支 給 年 月 日	備 考
扶 助 金 支 給 欄				
扶 助 金 支 給 欄				
葬祭扶助金受給者	死亡者との続柄		氏 名	
備 考				

(表)

第 号
立 入 検 査 証 票
職
氏名
災害救助法第10条の規定により立入検査を行う者であることを証明する。
年 月 日
北海道知事 印

たて9センチメートル よこ6センチメートル

(裏)

<p style="text-align: center;">災害救助法（抜すい）</p> <p>第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該吏員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>1 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立ち入る場所においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該吏員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p>

第34節 積雪・寒冷対策計画

担 当	業 務 内 容
関 係 各 課	1 市町村及び関係機関との相互連携に関すること。 2 積雪期における避難所、避難路の確保に関すること。
建 設 管 理 部 維 持 管 理 課 道 路 課	1 道路交通の緊急確保を図るため、除雪・防雪・凍雪害防止の体制を強化し、日常生活道路の道路交通確保対策に関すること。
建 設 管 理 部 建 設 指 導 課	1 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に関すること。

第35節 広域避難

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 広域避難の実施に関するすること。 2 避難者等に役立つ的確な情報の提供に関すること。

第4章 事故災害対策計画

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）について災害対策上川地方本部、地方連絡本部、総合振興局連絡会議及び関係機関が行う災害応急対策は、概ね次のとおりである。

第1節 業務分担

第1 航空災害対策計画

担 当	業 務 内 容
地域政策課	1 災害情報の収集に関すること。 2 市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。
林 務 課	1 災害が山中で発生した場合、関係機関等との連絡調整を行うこと。
森 林 室 管理課、森林整備課	1 災害が山中で発生した場合、関係機関等の連絡調整に関すること。

第2 鉄道災害対策計画

担 当	業 務 内 容
地域政策課	1 災害情報の収集に関すること。 2 市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。

第3 道路災害対策計画

担 当	業 務 内 容
地域政策課	1 災害情報の収集に関すること。 2 市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。
建設管理部 維持管理課 道 路 課	1 関係機関による救助・救出、救護及び消火の初期活動の協力に関する こと。 2 災害の拡大防止及び交通の確保のための必要な交通規制に関する こと。
建設管理部 道 路 課	1 障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、交通の確保及び被災施設の 復旧に関すること。

第4 事故災害対策計画（危険物等災害対策計画）

担 当	業 務 内 容
地域政策課	1 災害情報の収集に関すること。 2 市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。
商工労働観光課	1 火薬類及び高圧ガスの災害の場合、関係機関等との連絡調整に関する こと。
保健行政室 企画総務課	1 毒物・劇物の災害の場合、関係機関等との連絡調整に関すること。
環境生活課	1 環境モニタリングに関すること。 2 油や有害物質などを流出させた事業所に対する応急措置の指導に関す ること。
建設管理部 維持管理課、治水課	1 石油類等の河川への漏洩等に係る連絡調整及び応急対策に関するこ と。

第5 事故災害対策計画（大規模な火事災害対策計画）

担 当	業 務 内 容
地域政策課	1 災害情報の収集に関すること。 2 市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。

第6 事故災害対策計画（林野火災対策計画）

- (1) 上川総合振興局管内の予消防対策については、次の関係機関により構成する上川地区林野火災予消防協議会が推進する。

旭川財務事務所、北海道森林管理局旭川事務所、各森林管理署、東京大学大学院農学生命科学研究科附属科学の森教育研究センター、北海道大学各北方生物圏フィールド科学センター、各自然保護官事務所、旭川開発建設部、旭川地方気象台、各陸上自衛隊、上川総合振興局、北海道警察旭川方面本部、上川教育局、北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場、北海道立総合研究機構林産試験場、上川町村会、各市町村、各消防本部、北海道旅客鉄道株式会社旭川支社、東日本電信電話株式会社北海道支店、北海道電力株式会社道北統括支店電力部送電グループ、上川地区森林組合振興会、各森林組合、北海道森林組合連合会旭川営業所、旭川林産協同組合、協同組合大雪、朝日地区林産協同組合、北森協同組合、下川林産協同組合、美深林産協同組合、音威子府林産企業協同組合、旭川地方木材協会、栄林会上川留萌支部、旭川地区バス協会、北海道消防協会上川地方支部、北海道森林土木建設業協会各支部、北海道治山林道協会上川支部

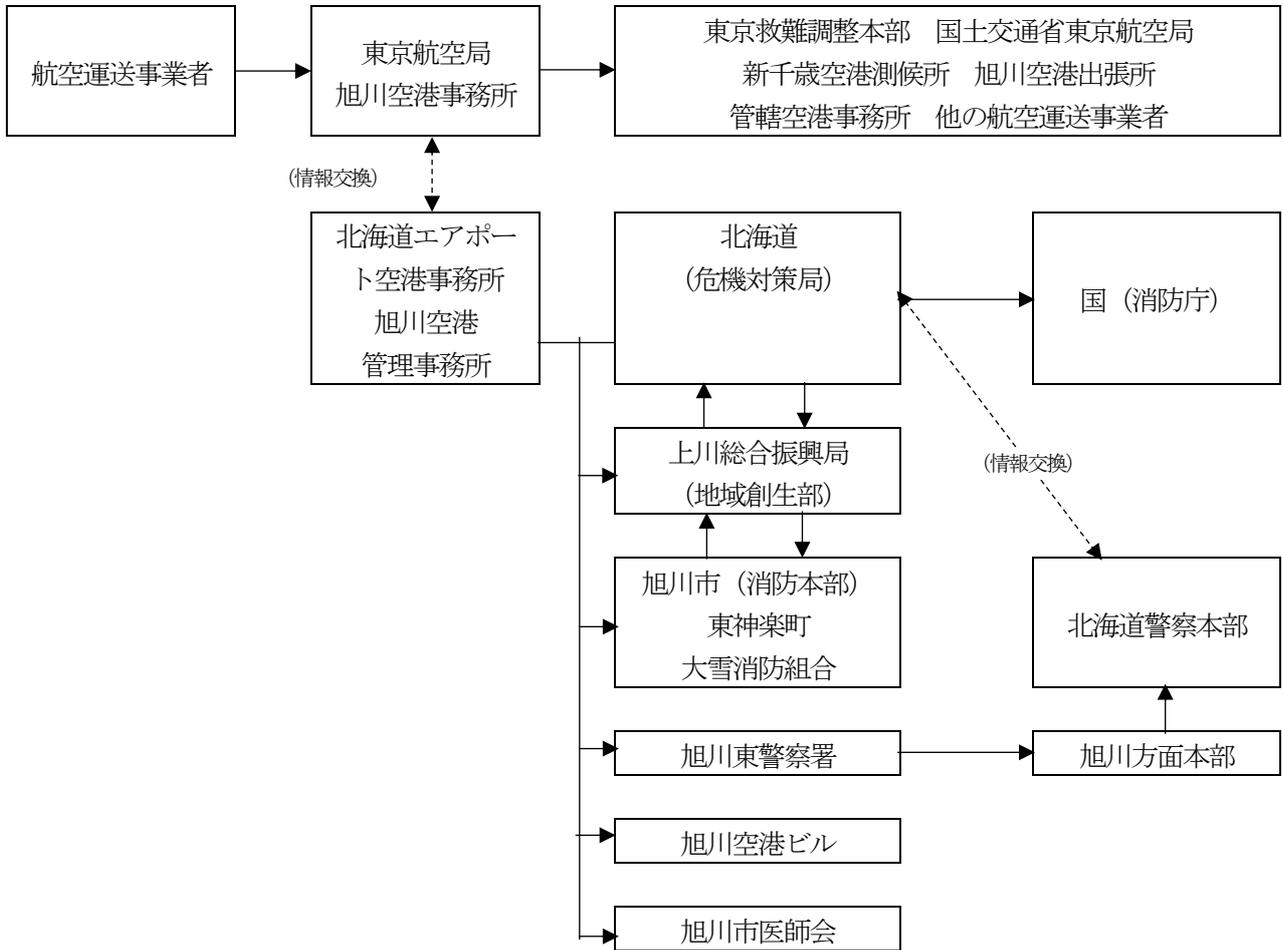
- (2) 上川地区林野火災予消防対策協議会においては、上川総合振興局及び関係機関が実施する林野火災の予防及び消防対策の円滑な推進を図るため、北海道地域防災計画（第9章第7節林野火災対策）によるほか、本要綱及び林野火災予消防対策実施方針を定めて推進する。

担 当	業 務 内 容
地域政策課 林 務 課	1 林野火災気象通報内容及びとるべき予防対策等の市町村への通報に関すること。
林 務 課	1 地区林野火災予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会に関すること。 2 林野火災被害状況調書の提出に関すること。
森 林 室 管 理 課	1 林野火災気象通報内容及びとるべき予防対策等の協力関係機関への通報に関すること。 2 林野火災消火用資機材の保管に関すること。

第2節 各事故災害の情報伝達系統図等

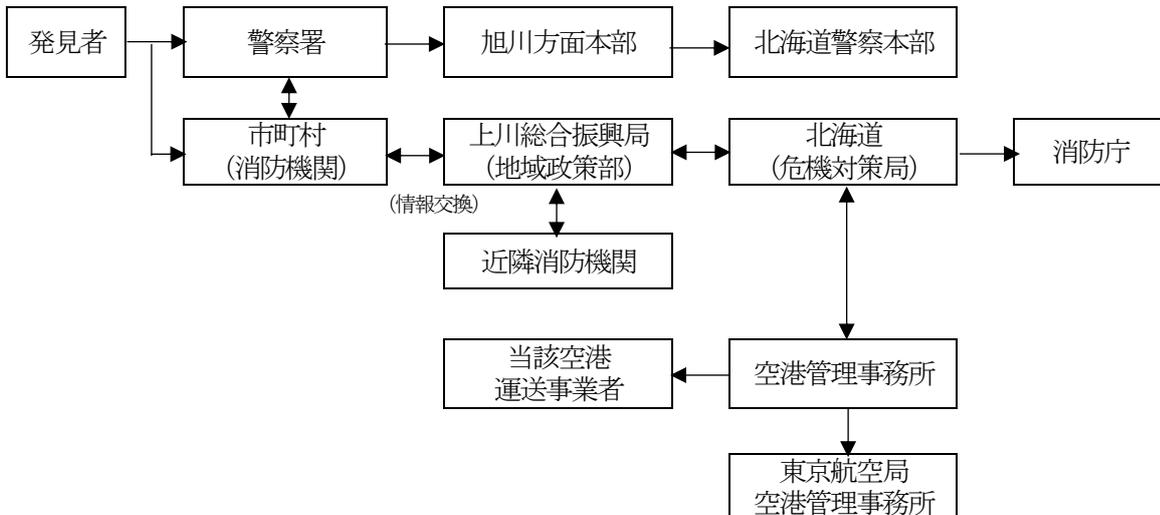
(1) 航空災害に係る情報通信連絡系統図

ア 旭川空港区域又は空港区域周辺の場合（旭川空港～市町村委託空港）

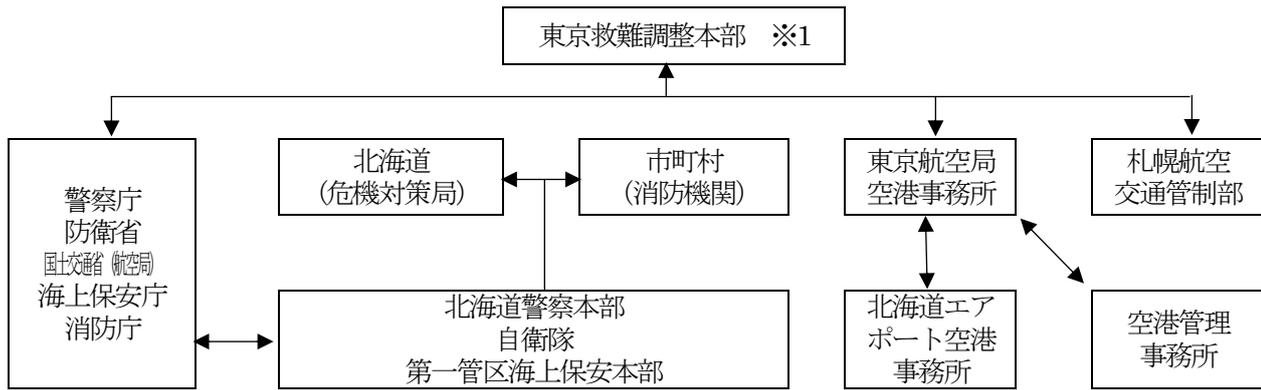


イ その他の地域の場合

(7) 発生地点が明確な場合（上川総合振興局管内）

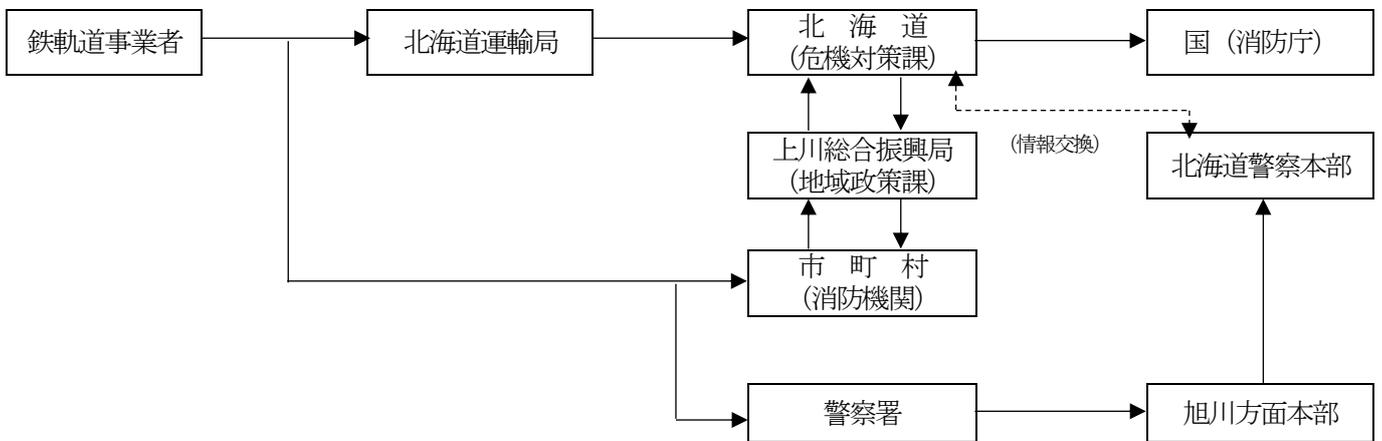


(1) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



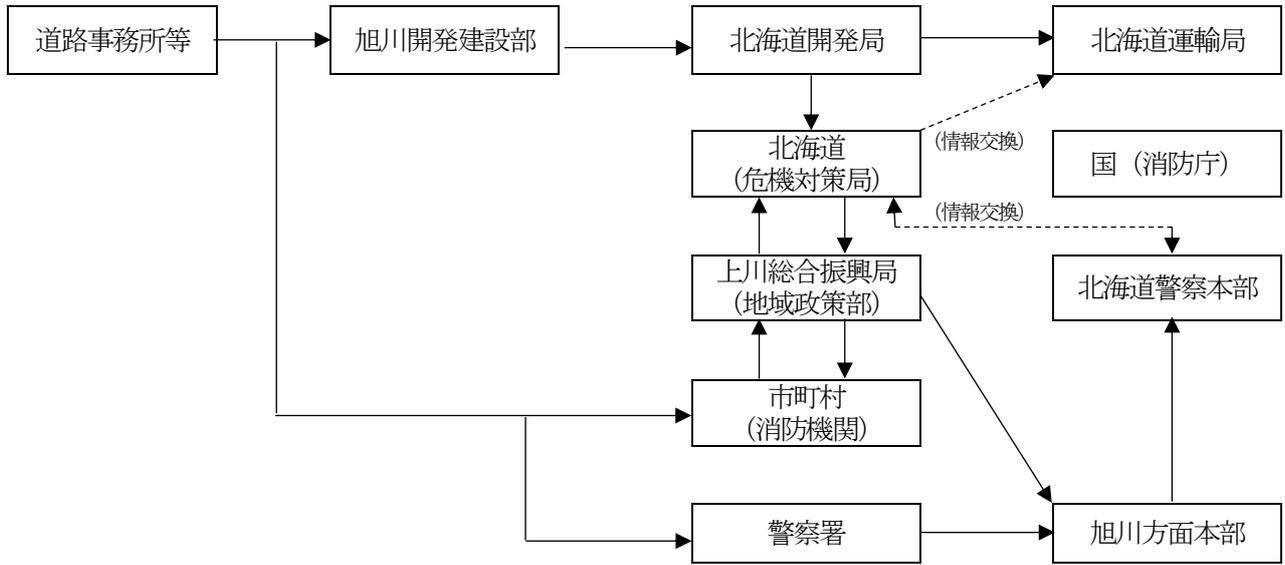
※1 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 鉄道災害に係る情報通信連絡系統図

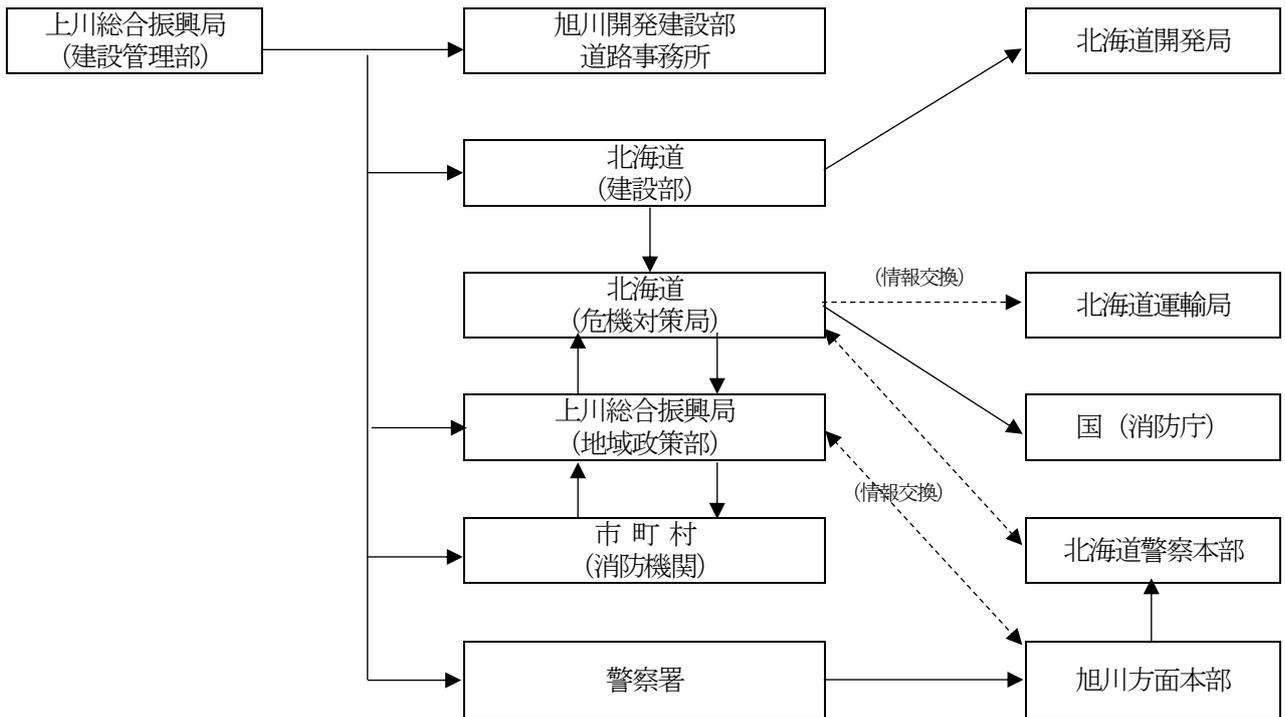


(3) 道路災害に係る情報通信連絡系統図

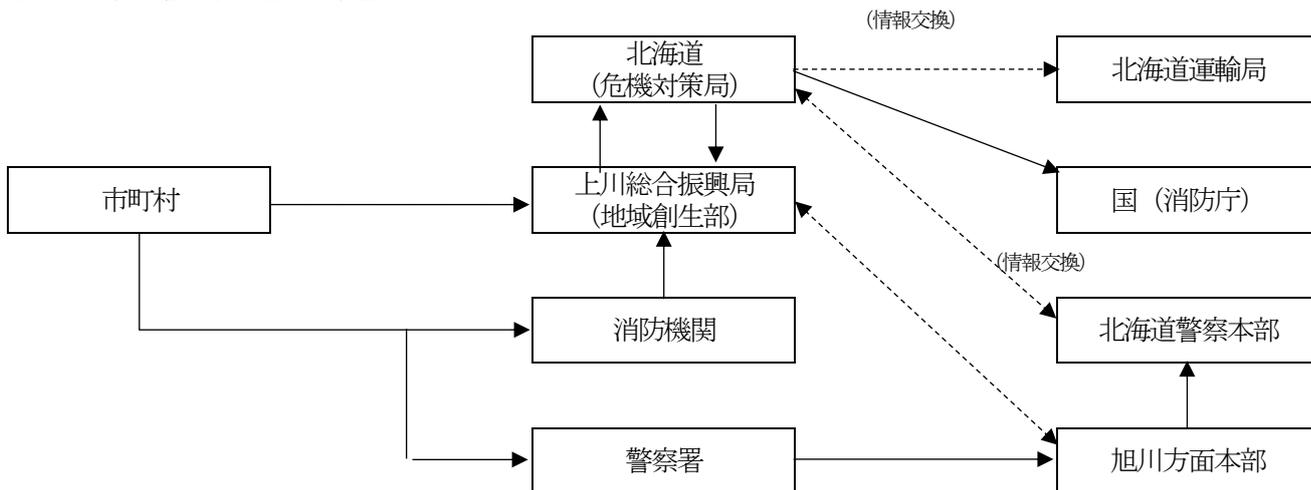
ア 国の管理する道路の場合



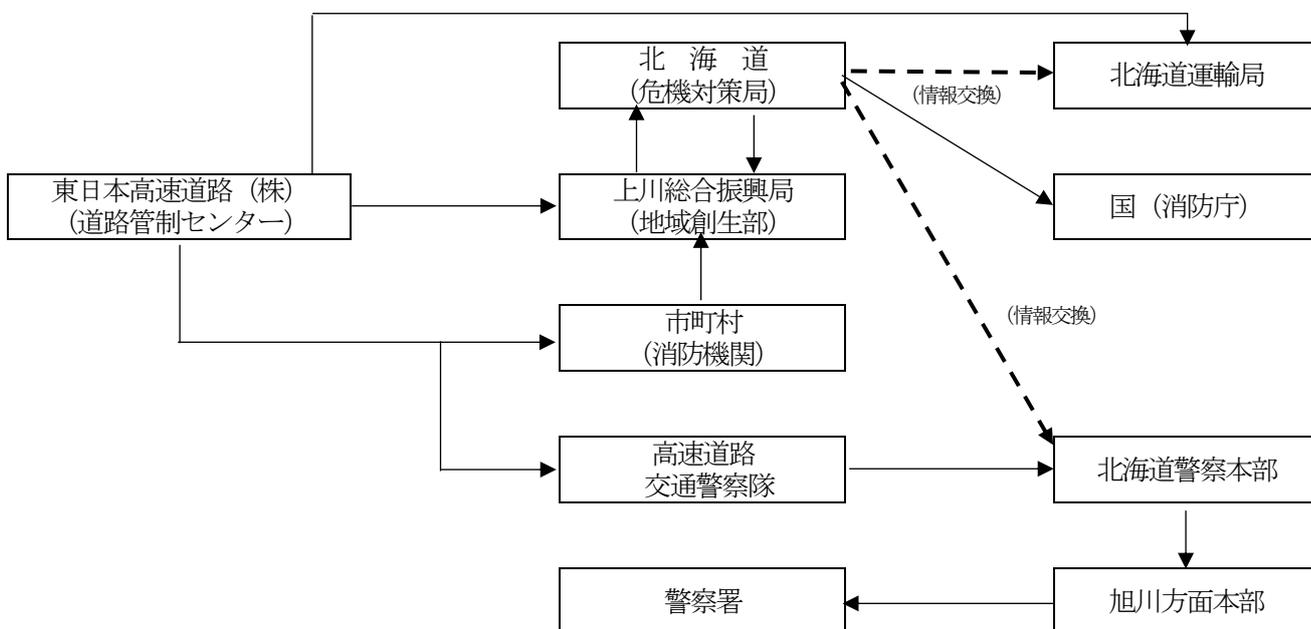
イ 道の管理する道路の場合



ウ 市町村の管理する道路の場合

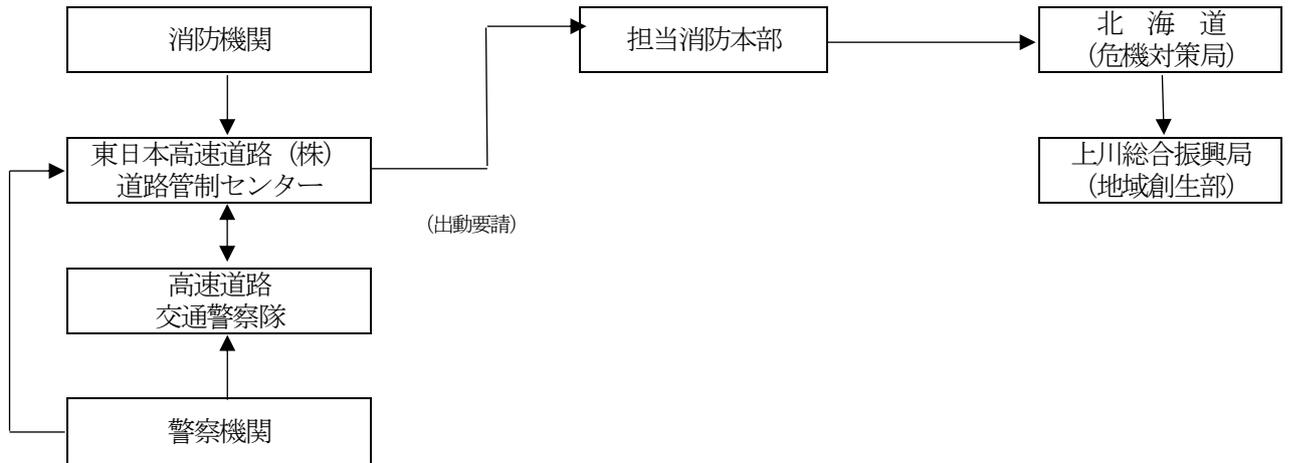


エ 高速自動車国道の場合



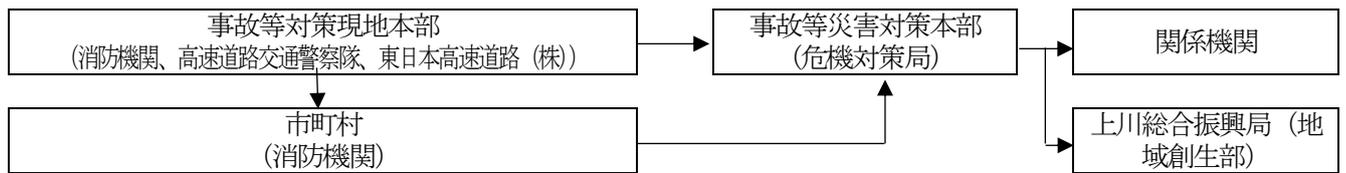
参考 高速自動車国道（高速道路）事故等の発生及び対策通報

・高速道路の事故等の発生通報

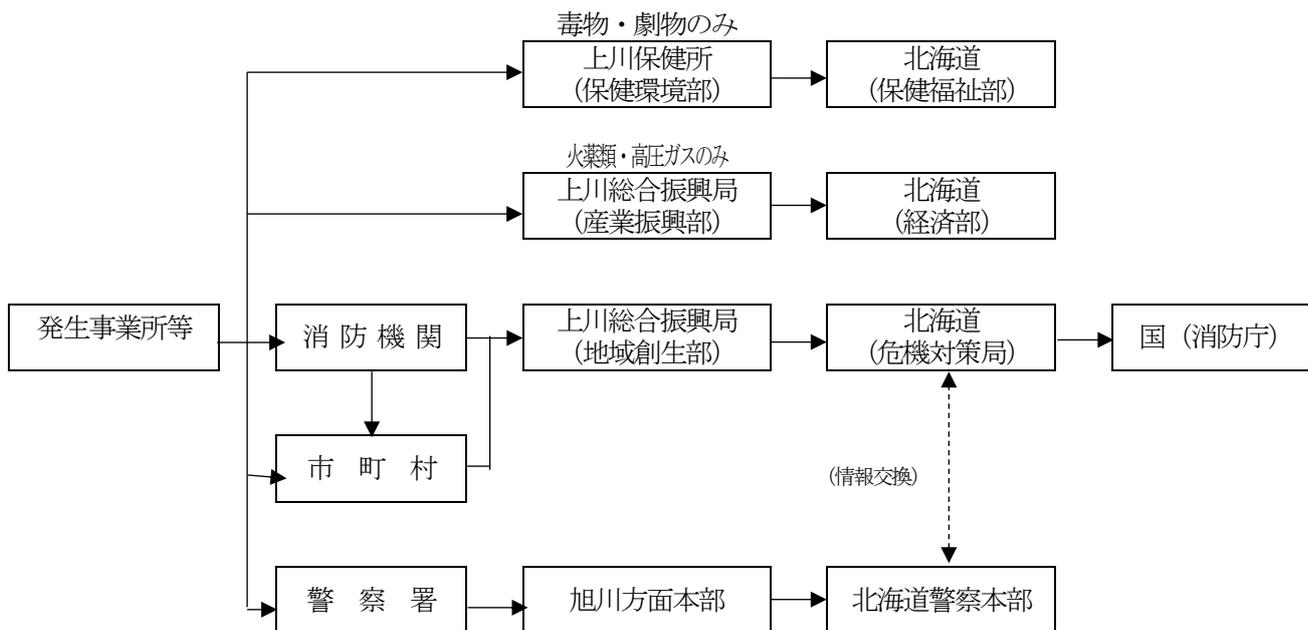


- ※1 東日本高速道路（株）から消防本部への通報（出動要請）は、原則上下線方式による。
- ※2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

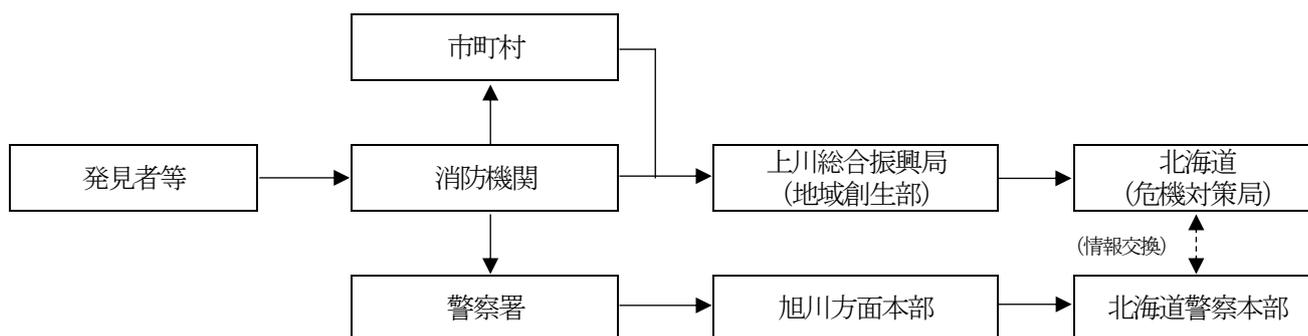
・高速道路の事故等の対策通報



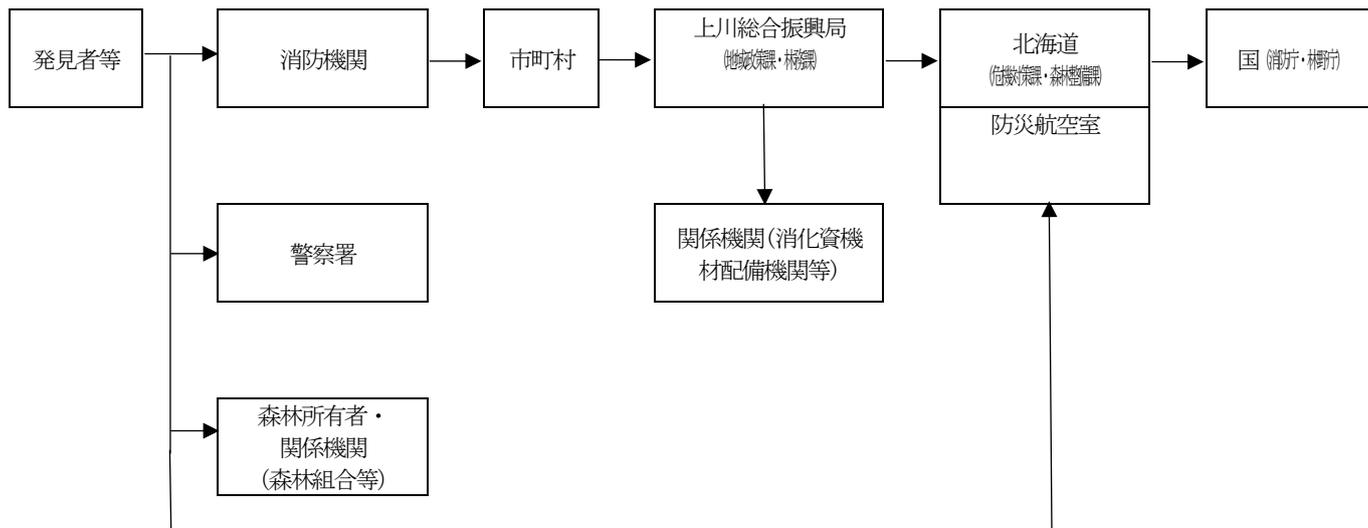
(4) 危険物等災害に係る連絡系統図



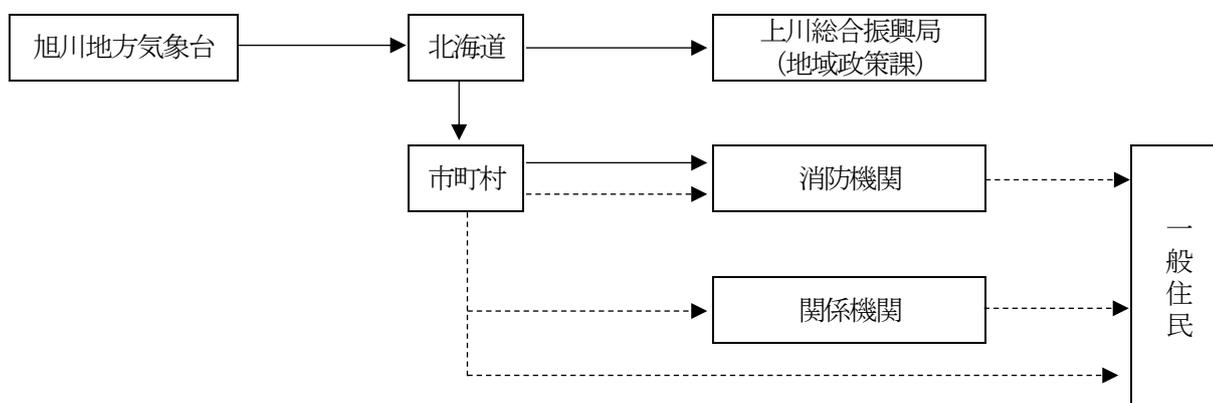
(5) 大規模な火事災害に係る連絡系統図



(6) 林野火災に係る情報通信連絡系統図



※林野火災気象通報



-----▶ は市町村長が火災に関する警報を発した場合

第5章 災害復旧・被災者援護計画

第1節 災害応急金融計画

担 当	業 務 内 容
関 係 各 課	1 災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立ち直りを期するための所管 応急金融の実施に関する事

第2節 災害義援金募集（配分）計画

担 当	業 務 内 容
社 会 福 祉 課	1 災害義援金の募集及び配分に関する連絡調整に関する事。

第6章 災害危険区域

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道及び市町村は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、市町村は、当該市町村の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、市町村及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。